

1 農地中間管理事業とは

概要

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構が出し手農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を進める担い手農家等へ貸し付ける制度です。

法律

事業の推進については、次の法律により規定されています。

■農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）

主な条項

第 3 条 知事は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定める

第 4 条 知事は、農用地の利用の効率化等の事業を目的とする一般社団法人等から都道府県に一つを限って、農地中間管理機構として指定する

第 8 条 機構は、農地中間管理事業の実施に関する規程を定める

第 18 条 機構は、農用地利用集積等促進計画を定める

第 23 条 機構は、地方公共団体等と密接な連携の下に事業を実施する

第 24 条 農業協同組合、土地改良事業団体連合会等は、機構からの協力の求めに応じる

■農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）

農地中間管理事業に関連する条項

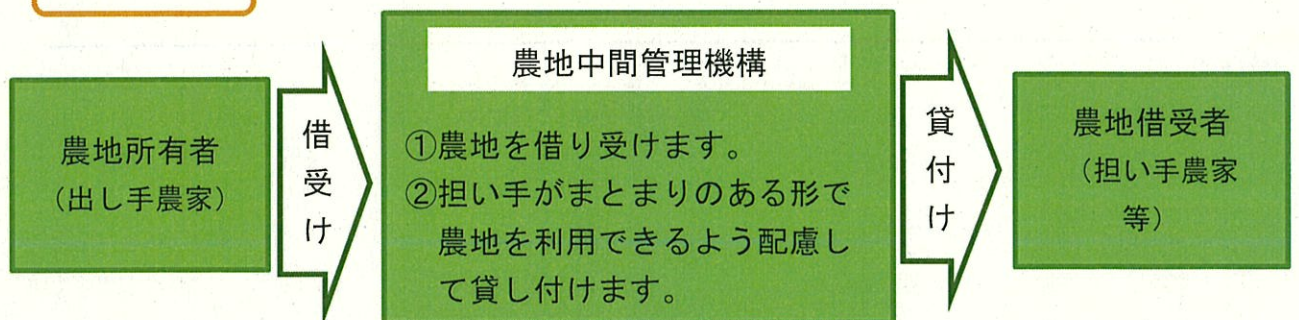
第 18 条 市町村は、農業者等の関係者による協議の場を設ける

第 19 条 市町村は、協議の結果を踏まえ、地域計画を定める

機構の指定

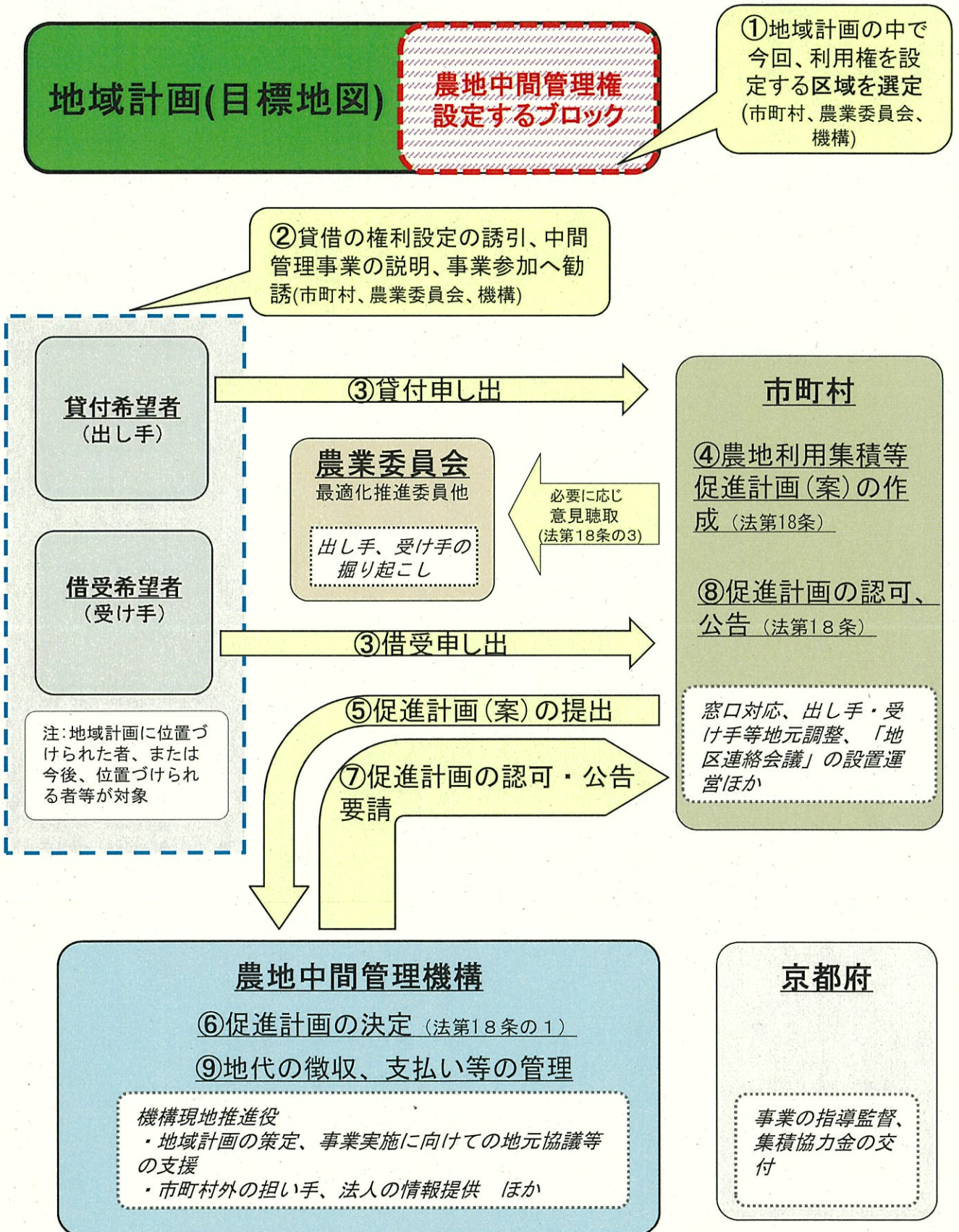
農地中間管理事業の推進に関する法律第 4 条の規定により、平成 30 年 7 月 1 日に一般社団法人京都府農業会議が農地中間管理機構として知事の指定を受けました。

事業フロー



※詳しい手続きフローは別紙 1 参照

農地中間管理機構による農地の借入・貸付手続フロー



応援あります！

そっか、 農地バンク 使えばいいのか。

- ✓ 協力金
- ✓ 税の軽減



貸したい！



＼リタイア／

リタイアするから農地を貸したい



＼不在地主／

都会にいたので誰かに貸したい

借りたい！



＼規模拡大／

農地をふやして規模拡大したい



＼農地交換／

分散した農地をまとめた



＼新規就農／

農業を始めるので農地を借りたい

こんな時は、**農地バンク**にご相談ください！

（農地中間管理機構）

お問い合わせは、都道府県の農地バンク、市町村農政担当課、農業委員会または地方農政局まで。

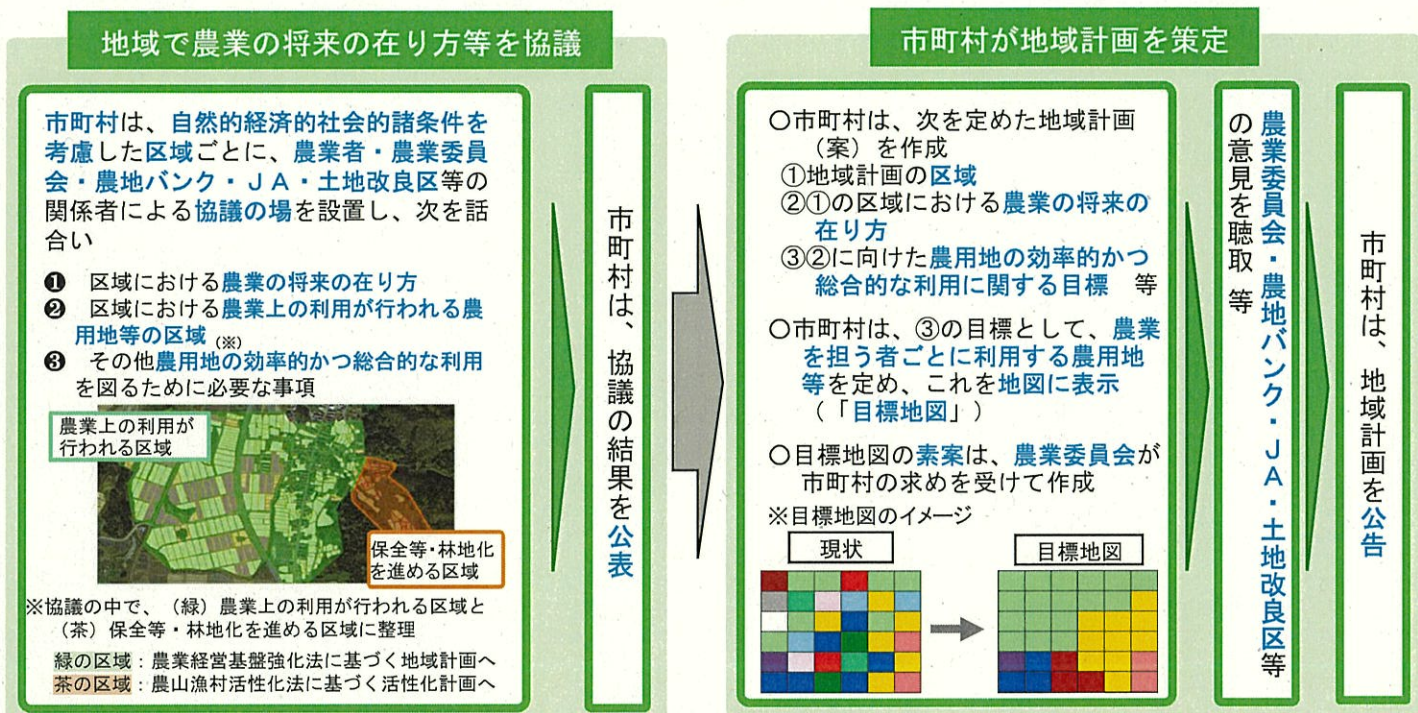
農地バンク/農地中間管理機構

検索

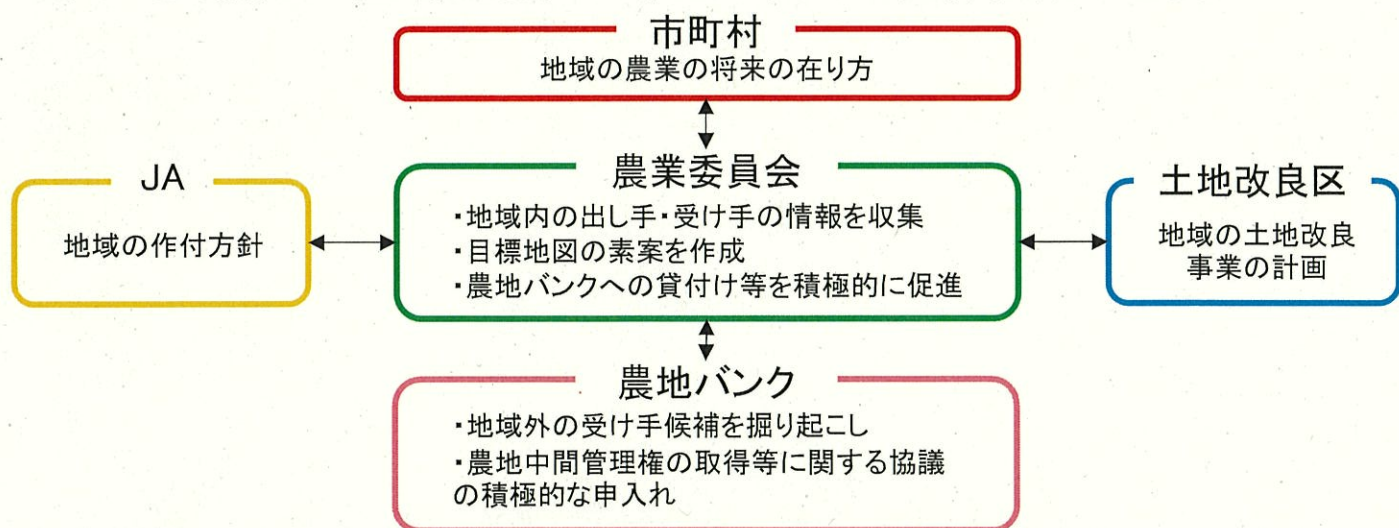
目指すべき地域の将来の農地の利用の姿を話合いましょう！

◆ 地域計画とは？

改正農業経営基盤強化促進法（令和5年4月施行）において、これまでの「人・農地プラン」を地域計画として法定化し、地域の農業者等の話合いによる将来の農地利用の姿を目標地図として明確化し、農地バンクを通じた農地の集約化等を推進することとしています。



◆ 地域計画（目標地図）の策定に向けた関係機関の連携



◆ 農地バンクは、地域計画（目標地図）に位置付けられた受け手に、所有者不明農地、遊休農地も含め所有者等から借受け、農地の集約化等を進めていきます

権利の設定等

- 農業委員会の意見を聴いて、農地バンクは、貸借や農作業受託等について定める農用地利用集積等促進計画を策定（現行の農地バンクの農用地利用配分計画と市町村による農用地利用集積計画を統合）
- 農業委員会は、同計画を定めるべき旨を農地バンクに要請でき、農地バンクは要請内容を勸案して計画を策定

農地バンクを活用しましょう！

◆ 農地バンク事業(農地中間管理事業)とは？

都道府県知事が指定する農地バンク（農地中間管理機構）が、地域計画（目標地図）に位置付けた受け手に対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けする事業です。

※ 地域計画（目標地図）が策定されていない地域では、農業委員会の要請等に応じて農地を貸し借りします。



◆ 農地バンクによるメリット

出し手のメリット

→ 3ページと9ページをご覧ください

受け手のメリット

→ 4ページと9ページをご覧ください

地域のメリット

機構集積協力金 → 5ページ～8ページをご覧ください

機構関連農地整備事業 → 10ページをご覧ください

農地バンクを活用した地域の皆さんに 協力金・奨励金をお支払いします！

1 機構集積協力金交付事業（地域タイプ）

農地バンクを活用し、地域の農地を集積・集約化して生産性の向上を目指しましょう！

(1) 地域集積協力金

地域の皆さんで話し合って、まとまった農地を農地バンクに貸し付けましょう！
農地バンクに貸し付けた農地の割合に応じて協力金をお支払いします。



【取組イメージ】



取組前



取組後

〈C県S町の事例〉

高齢化により農地を手放したいと考える所有者が増加していたため、農地の遊休化を懸念する担手が、町担当者や農地の出し手に地区の農地の集積を提案し、農地バンクを活用して担手への農地集積と集約化に結びつけました。

取組成果

- 担手への集積面積（集積率）
14ha（22%）から40ha（59%）に増加
- 担手の平均経営面積
4haから10haに拡大
（1団地当たりの平均面積も拡大）

【交付イメージ】

- ① 地域の農地面積：68ha
- ② 地域内の農地バンクへの貸付面積：50ha
- ③ 事業実施年度の農地バンクへの貸付面積：36ha
- ④ 新たに担手に集積された面積：26ha

- 農地バンクの活用率
② ÷ ① × 100 = 74%（区分3）
- 交付対象面積
③ = 36ha
- 交付要件の確認
④ ÷ ③ = 72% → OK
- 交付額
③ × 2.2万円/10a = 7,920千円

□ 交付単価

	農地バンクの活用率		交付単価 (貸付面積)
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
区分5	80%超		3.4万円/10a

地域に対して 7,920千円 を交付

※ 農地バンクを通じて農作業委託をした農地面積も対象となります。その場合、1/2の交付単価になります。

【交付要件】

以下の①～③のすべての交付要件を満たすことが必要です。

① 農地バンクの活用面積が一定以上であること

地域の農地面積に占める農地バンクへの貸付面積（農地バンクの活用率）が**20%（中山間地域は4%）以上であること**が必要です。

$$\text{農地バンクの活用率} = \frac{\text{農地バンクへの貸付総面積} \times (\text{農地バンクを通じた農作業受委託含む})}{\text{地域内の農地面積}}$$

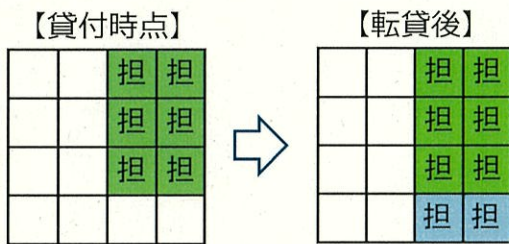
※ 事業実施以前の農地バンクへの貸付面積を含みます。

注 過去に交付を受けたことのある地域にあつては、前回交付を受けた区分よりも上位の交付区分で申請する必要があります。

	農地バンクの活用率		交付単価 (貸付面積)
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
区分5		80%超	3.4万円/10a

②-1 交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること

交付対象面積（※）のうち**10%以上が認定農業者や認定新規就農者等の担い手に貸し付けられること**が必要です。

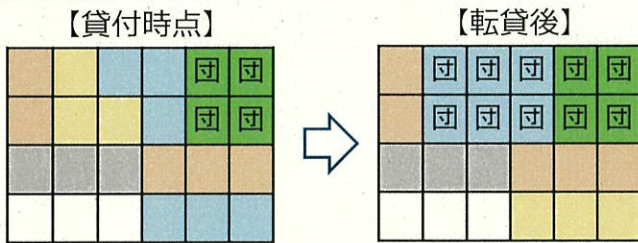


交付対象面積：16ha（1ha×16筆）
 【貸付時点】
 担い手への集積面積：6ha
 【転貸後】
 担い手への集積面積：8ha
 新規集積面積：8ha－6ha＝2ha
 → 2ha÷16ha＝**12.5%**

※ 交付対象面積とは、対象期間内の貸付面積と農作業委託面積を指しますが、再貸付面積や貸付期間6年未満の農地を除きます。

②-2 同一の耕作者が耕作する団地面積が10%以上増加すること

地域の農地面積に占める**同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積が10%以上増加**することが必要です。



地域内の農地面積：7.2ha（0.3ha×24筆）
 【貸付時点】
 1ha以上の団地面積：1.2ha（17%）
 【転貸後】
 1ha以上の団地面積：3.0ha（42%）
 増加割合：42%－17%＝**25%**

注 ②-1又は②-2のいずれか一方の交付要件を満たすことで、交付申請可能となります。

③ 農地バンクに団地として農地を貸し付けること（農地バンクの活用率が区分1の場合のみ）

農地バンクの活用率が区分1の地域に限り、**農地バンクへの貸付総面積のうち1割以上を1ha以上**（中山間地域は0.5ha以上）**の団地として貸し付けること**が必要です。



地域内の農地面積：10.8ha（0.3ha×36筆）
 農地バンクへの貸付総面積：2.7ha
 農地バンクの活用率：25%（区分1）
 1ha以上の団地面積：1.2ha
 貸付総面積に占める1ha以上の団地面積
 →1.2ha÷2.7ha＝**44%**

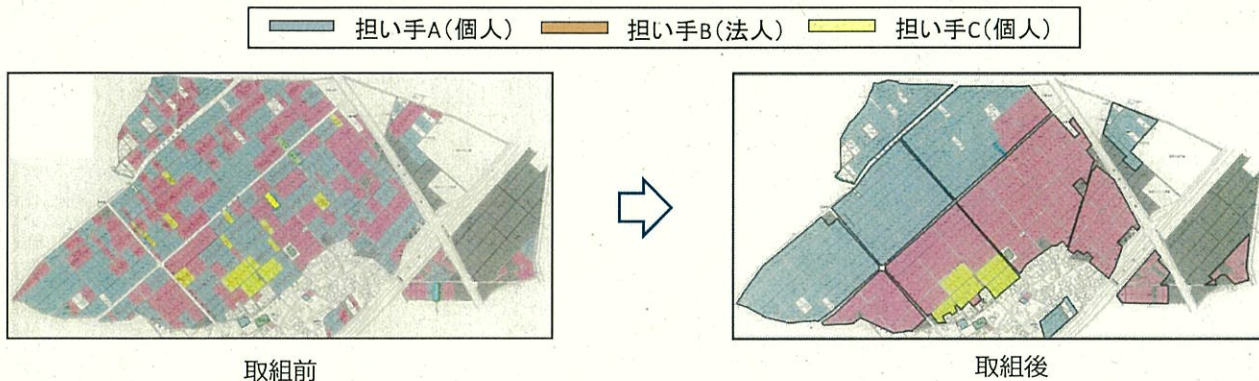
※ 事業実施年度中の農地バンクへの貸付農地だけでなく、過年度の貸付農地で団地を構成している場合でも交付要件を満たします。

(2)集約化奨励金

農地バンクを活用して地域の農地を集約化しましょう！
団地面積の増加割合に応じて協力金をお支払いします。



【取組イメージ】



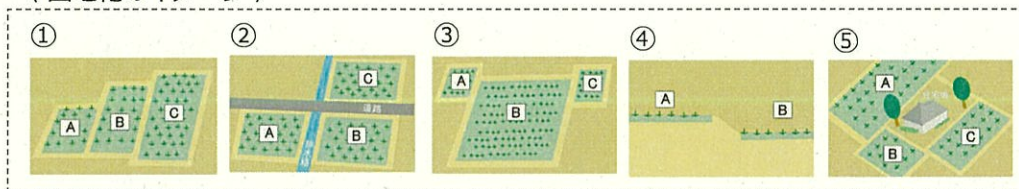
<T県I市の事例>

耕作条件が良く、担い手が競合して農地集積を進めてきたため、分散錯圖が生じていましたが、市の担当者が、農地交換による集約化を担い手に提案し、農地バンクを活用して分散錯圖の解消に結びつけました。

取組成果

■ 担い手が利用する団地数：30カ所から8カ所まで減少(1団地当たりの平均面積も0.7haから8haに拡大)

<団地化のイメージ>



【交付イメージ】

- ① 地域の農地面積：83ha
- ② 取組前の1ha以上の団地面積：5ha
- ③ 取組後の1ha以上の団地面積：32ha
- ④ 農地バンクから転貸された面積のうち新たに増加した団地面積：27ha

□ 交付単価

	団地面積割合	交付単価 (転貸面積)
区分1	10ポイント増	1.0万円/10a
区分2	20ポイント増	3.0万円/10a

- 交付単価
 $(③ \div ① \times 100) - (② \div ① \times 100) = 32 \text{ポイント増加} \Rightarrow \text{区分2 (3.0万円/10a)}$
- 交付対象面積
 ④ = 27ha
- 交付額
 $④ \times 3.0 \text{万円/10a} = 810 \text{万円}$

地域に対して 810万円 を交付

※ 農地バンクを通じた農作業受託をした農地面積も対象となります。その場合、1/2の交付単価になります。

協力金・奨励金の使途を地域の話合いにより自ら決めることができます！

2 機構集積協力金（個人タイプ）：経営転換協力金

「1つの作物に特化したい」、「リタイアするから誰かに農地を貸したい」等の農地は農地バンクに貸し付けましょう！



【交付対象者】

- リタイアする農業者
- 農地の相続人で農業経営を行わない者
- 農業部門の減少により経営転換する農業者

以下の農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止する場合に対象になります。
①土地利用型作物、②露地野菜等、③施設野菜、④露地果樹、⑤施設果樹、⑥露地花き、
⑦施設花き、⑧茶、⑨牧草、⑩サトウキビ、⑪その他（①～⑩以外の農業生産部門）

【交付単価】

	交付単価	上限額
令和5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

※ 令和5年度においては、地域タイプと一体的に取り組む場合にのみ交付されることに留意してください。

【交付要件】

- 農地バンクに対し、全ての農地を10年以上貸し付ける必要があります。
(注) ①農業振興地域外の農地、②農業振興地域内の10a未満の農地、③経営転換の場合の減少部門以外の作物を栽培するための農地は、農地バンクに貸し付けなくてもかまいません。

【留意点】

- **令和5年度限りの事業**となります。
令和6年度以降は経営転換協力金の交付申請は行えません。
- 令和4年度までは、農地バンクに貸し付けた日の翌年度まで交付申請することができましたが、令和5年度に農地バンクに貸し付けた場合は、令和5年12月までに交付申請する必要があります。
- 事業がなくなっても、**交付を受けた後10年以内に、農地バンクとの貸借契約を解消するなど、交付要件を欠いた場合には、交付金を返還する必要があります。**

【内容に関しては、各都道府県を担当する地方農政局等へ、お気軽にお問い合わせください】

- 東北農政局 農地政策推進課 : 022-221-6237
(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

- 関東農政局 農地政策推進課 : 048-740-0144
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

- 北陸農政局 農地政策推進課 076-232-4319
(新潟県、富山県、石川県、福井県)

- 東海農政局 農地政策推進課 : 052-223-4627
(岐阜県、愛知県、三重県)

- 近畿農政局 農地政策推進課 : 075-414-9014
(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

- 中国四国農政局 農地政策推進課 : 086-224-9407
(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

- 九州農政局 農地政策推進課 : 096-300-6369
(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

- 沖縄総合事務局 (沖縄県) 農林水産部 経営課 : 098-866-1628

- 農林水産省 (北海道) 経営局 農地政策課 : 03-3591-1389

農地集積を目的とした農地の簡易な条件整備を支援します

(機構条件不利農地整備支援事業費補助金の概要)

市町村、農地中間管理機構、農業者、農業者等が組織する団体が、農地中間管理事業による農地集積とあわせて、営農条件の改善のための簡易な基盤整備を行う場合、整備に要する経費について、以下の補助金を活用することができます。(※予算の範囲内での交付となります。)

1 補助対象者の要件

下記①及び②に該当すること

- ① 条件不利農地の営農条件改善を目的に、簡易な基盤整備を行う市町村、農地中間管理機構、農業者又は農業者等が組織する団体であること(ただし、農地売買等事業により集積を行う場合は、当該農地を農地中間管理機構から買い入れる農業者及び農業者等が組織する団体に限る)
- ② 下記いずれかに該当すること
 - ア 京力農場プランに基づき、対象農地を含む1ha(中山間地域は0.5ha)以上の農地を農地中間管理事業により新たに集積した地域で行う事業であること
 - イ 対象農地を含む1ha(中山間地域は0.5ha)以上の農地を農地中間管理事業により新たに1経営体に集積させること

2 補助金の対象となる経費

条件不利農地の簡易な整備に必要な経費

- ・農業用排水施設の新設、廃止又は変更
- ・農道等の新設又は改良
- ・暗きよの新設又は改良
- ・客土、畑地の層厚調整工及び除礫
- ・区画形質の変更
- ・農用地保全(法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウスの再生、廃棄物処理等)
- ・基盤整備用機械及び附帯施設の借り上げ等
- ・鳥獣害防護柵の新設又は改良
- ・再生作業、土壌改良

3 補助率・事業費上限額

<補助率>

1/2以内

<事業費上限額>

200万円/件・年未満

4 手続きの流れ

1	補助金の交付申請	・農地を所管する府広域振興局へ「補助金交付申請書」を提出してください。 (京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の場合は府経営支援・担い手育成課へ提出ください)
2	補助金の交付決定	・府広域振興局(京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の場合は府経営支援・担い手育成課)が、交付申請書の内容を確認し、可否をお知らせします。
3	事業の着手	・補助金の交付決定後に事業に着手してください。
4	実績報告	・補助金の額の確定後、農地を所管する府広域振興局(京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町の場合は府経営支援・担い手育成課)へ「実績報告書」を提出してください。

お問い合わせ先

京都府 農林水産部経営支援・担い手育成課 地域営農推進係

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL : 075-414-4918 / E-mail : ninaite@pref.kyoto.lg.jp